

過疎地域における補助員のみの配置による運営を認める場合の要件

国が示す留意事項

- ・利用者の安全確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにする
- ・児童の安全や事業の質が確保されることが前提
- ・「放課後児童クラブ運営指針」にあるとおり、事故等の防止及び対応に関する訓練等を実施する
- ・学校等関係機関と連携・協力体制を整備すること

要件

1. 前提要件

- ☐ 放課後児童支援員の確保に向けた募集等の取組を行ったものの、人材確保が困難であること。
- ☐ 児童の安全確保及び育成支援の質が確保される見込みがあり、市が個別に適当と認めること。

2. 安全の確保について

- ☐ 利用児童数が概ね 20 人以下であるなど、補助員 2 名による見守り及び安全管理が可能な規模であること。
- ☐ 学校その他の関係機関との連携体制が整備されており、緊急時における支援・応援体制が確保されていること。
- ☐ 補助員全員が、救命講習、事故防止、緊急時対応等に関する研修を受講すること。
- ☐ 配慮を要する児童が利用する場合は、必要に応じて加配職員を配置するとともに、当該児童の保護者及び関係機関との十分な情報共有及び連携のもと、児童の安全確保に支障がないと認められること。
- ☐ 事故対策、緊急時対策、防犯・防災対策について、危機管理マニュアルを整備し、職員への周知及び訓練を実施すること。
- ☐ 運営する事業者による定期的な巡回支援を実施すること。

3. 事業の質(育成支援の質)の確保について

- ☐ 補助員は、市・県が実施する研修を積極的に受講すること。
- ☐ 補助員 2 名のうち少なくとも 1 名については、2 年以上の勤務を見込み、放課後児童支援員認定資格研修の受講及び資格取得を目指す者であること。
- ☐ 児童の状況や支援上の留意事項について、職員間で定期的に情報共有を行い、共通理解のもとで育成支援を実施すること。

- 保護者との連絡及び情報共有を適切に行い、児童の状況に応じた育成支援に努めること。
- 放課後児童支援員が配置されていない場合であっても、他の放課後児童クラブの放課後児童支援員等による助言・指導を受けられるよう、市や他の放課後児童クラブ運営事業者との連携を図ること。